京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十四卷　第一・二・三號

京都大學經濟學部創立三十周年

記念論文集

第一集

預金通貨概念の問題……中谷　實

中國史上におけるインフレーションに就いて……穗積文雄

獨占資本主義と外國市場……松井　清

國有鐵道に於ける資本と勞働……島　恭彥

社會政策の理論と「階級鬪爭」……岸本英太郎

昭和二十四年九月

獨占資本主義と外國市場

松井清

一

一般に資本主義における外國市場の必然性は、個々の企業、個々の産業部門、個々の國家における發展の不均等から結果している。工業における資本主義の發展は、それに相應じて農業においても資本主義を發展せしむるから、その限りにおいて外國市場の必然性は生れてこないのであるが、本來無政府的＝無計畫的性格を有する資本主義は、各産業が未知の市場に向つて生産を行うことを特色とし、この自由競爭によつてある産業は他の産業を追越して發展する。そしてその結果一層發展した産業は、その生産物の原料獲得の場その生産物の價値實現の場として外國市場を必要とすることになるのである。かゝる不均等發展は普通農業に對する工業の優越という形をとる。最初農産物の輸出國であるものが次第に工業生産物の輸出國となるのであり、この傾向は農業國から工業國への發展という言葉でいいあらわされている。資本主義の不均等發展に基くものであるため、この傾向は既に資本主義成立の初期から現われ始めるものであるが、しかもなおこの傾向の激化するのは、資本主義生産の重點が消費資料生産部門から生産手段生産部門に移行し、資本の集中・集積が極度に行われる獨占資本主義の段階においてである。獨

占資本主義下においては、個々の企業、個々の産業部門、個々の國家の間の不均等は更らに激化し、外國市場に對する促迫は益々強化される。かつて自由貿易政策の下に確保せられた外國市場は、いまや國家の強力な統制の下においてでなくては確保しえなくなり、いわゆる帝國主義の時代が到來する。

いまかゝる見地にたつて獨占資本主義下の外國市場につき考察しようとする場合、われ〳〵は次の諸點に注意しなければならない。第一は獨占資本と關稅政策との關係である。獨占資本はカルテル關稅によつて國内の獨占利潤を確保しながら、これを武器として外國市場を開拓する。そのいみにおいて獨占資本主義に關して關稅政策は重要な意義をもつている。第二に外國市場と取引される貿易商品の構成である。獨占資本主義下における農工發展の不均等の激化は、輸出品中における工業製品の比重を大ならしむる反面、輸入品中における農産物の比重を大ならしむる。更らに同じく輸出品を構成する工業製品の中にあつても、半製品よりも完成品、消費手段よりも生産手段の占むる比重が大となつてゆくのである。第三に商品輸出よりも資本輸出の重要性が高くなることである「帝國主義論」の著者が述べているように、産業資本主義時代の典型が商品輸出であるに對し、獨占資本主義時代の典型は資本の輸出である。この段階における資本の過剰は、もはや商品の輸出を以て救濟するには餘りに激しく、こゝに資本の直接の輸出が顯著な現象となつてくる。第四に外國市場が先進國乃至は獨立資本主義國との對等な取引から次第に後進國乃至は植民地・半植民地との取引に重點を移していくことである。一般貿易よりも直接支配權の及ぶ植民地貿易が重要となつてくる。以下これらの諸點を考慮しながら日本資本主義の獨占化に伴つて外國市場がどのような意味をもつに至つたかに關し考察を加えよう。

日本資本主義の場合、資本の本源的蓄積の過程における特殊性は、産業資本主義確立の過程における特殊性とな

つてあらわれ、更らに獨占資本主義を特殊的ならしめている。一般に資本の本源的蓄積の過程にあらわれる初期獨占は、産業資本主義の特徴である自由競爭によつて排除せられ、さらに産業資本主義の自由競爭は、資本主義自體の運動法則によつてその反對物である近代的獨占に轉化する。ところが日本資本主義の場合、西歐諸國にみられるような典型的な形における自由競爭は存在しなかつた。明治二十年代設立間もない帝國議會で闘われた新興紡績資本家の棉花輸入關税撤廢、綿糸輸出關税撤廢運動は、その表面上の形においては、英國の十九世紀初頭マンチェスターの綿業資本家が地主の穀物關税に對して闘つた自由主義的運動と類似しているけれども、その本質においては著しい相異が認められねばならぬ。日本における綿業の系譜をたどるならば、既に周知のように、まづ封建領主によつて輸入＝創置せられたものであり、次いでその方策は明治絶對政府によつて踏襲せられている。明治十年代に入つての官營紡績業の民間への拂下、それに續く民間紡績業の勃興の場合においても、それら紡績業における資本の系譜は封建貴族の世襲財産であるか、或いは前期的商人資本であつた。かゝる性格をもつた資本が産業資本に特有な自由競爭をもちえないのは當然である。明治十五年に設立せられた紡績連合會は、ときに誤解されているように純粹な、カルテル的統制ではなく、日本紡績業の後進性と封建性から説明される初期獨占の色彩をもつている。明治二十年代に行われた自由貿易運動は、その自由主義的な外貌にも拘らず、關税自主權なしに、かゝる連合會によつて指導せられた似而非自由主義だつたのである。そしてかゝる形において確立せられた日本紡績業は、その初期獨占の形態を止揚することなく、そのまゝ極めて短い間に近代的獨占の段階にすべり込んでいく。

それでは大體いつ頃から日本資本主義は獨占段階に入り込んだのであろうか。この問題が獨占資本主義下の外國市場を考察するに當つてまづ解決されておらねばならない。山田盛太郎氏は明治三十九年（一九〇六）を以て、第一

階梯的端初的金融資本成立の時期となし、その年に生起した出來事として、鐵道國有法、滿鐵設立勅令の發布、水力電氣の基礎確立、滿鐵向の日本綿布輸出組合の設立（三井委託）等の事實をあげている。[1] もちろん資本の獨占化はこの年に一擧に完成されたものではなく、日露戰爭を起點として次第に完成されていつたものである。そしてレーニンが獨占資本主義＝帝國主義の五つの特徴としてあげた事實は、その間に次第に日本における事實としても現われているはずである。山田盛太郎氏が三十九年の出來事としてあげた事實はその一つのあらわれでなければならない。而もそれらは帝國主義の有する一般的特徴の單なるあらわれでなく、既に指摘したような日本資本主義の特殊性を含んでいるのである。

例えば獨占資本主義の重要な特徴の一つである「資本の輸出」が行われる場合、それは資本輸出國における「資本の過剰」の結果であるが、日本の場合必ずしも資本は言葉の單純な意味において過剰であつたのでなく、その資本の力の不足を軍事力の獨占が一部代位し、これを補充していた。滿鐵設立勅令の制定は、確かに「資本の輸出」であり、その限りにおいて帝國主義化の一つのメルクマールとなりうるけれども、その設立の直接の動機が極めて濃厚に軍事的色彩をもつていた點、その資本構成の半が國家資本によつて占められている點等日本の特殊性を現わしている。明治三十九年後藤新平伯が第一回總裁に就任するに當つて、設立委員陸軍大將兒玉源太郎伯の述べた言葉は、滿鐵設立の軍事的意義を明瞭に物語つている。

「日露の戰爭は恐らくは滿洲の一戰を以て其の局を了すべきに非ず第二の戰爭果して何れの年を以て來るべきか勝算我に在るときは先んじて以て人を制すべく勝算未だ立たずんば自重して以て機を待つべく假令再戰して勝を得ざるも我猶お善後の餘地を留むべく要するに我は滿洲に於て常に主を以て客を制し佚を以て勞を待つの地歩を占めざるべからず此を爲す所以の要件一に鐵道經營の

巧拙如何に在りとは此も亦君が持説なりしに非ずや其然るを得る所以の計は第一鐵道の經營第二炭鑛開發第三移民第四牧畜諸業の施設にして就中移民を以て其要務となさざるべからず」

「今鐵道の經營に因りて十年を出でざるに五十萬の國民を滿洲に移入することを得ば露國倘強と雖も漫に我と戰端を啓くことを得ず和戰緩急の制命は居然として我手中に落ちん假令露國一戰して我を破るも我猶捲土回復の素地を失わざるなり今若し第二滿洲戰爭の軍備二十億を要すとせんに戰期緩紓年間の我滿洲經營費をして之が利息に準ぜしめば平和維持の費も亦廉なりと云うべし鐵道炭鑛の經營も費用を此算内に取らば殖民政策上屢々免れざる所の經濟的消滅説の妨害の如き之を防ぐこと難きに非ず戰爭は常勝を期すべからず永久の決勝は繫りて民口の消長に在ること普佛戰爭に於けるエルサス・ロートリンゲンの例に鑑るも亦其消長を察するに足るべし」[2]

滿鐵設立の目的が直接軍事的意義をもつていたことは、右の後藤伯に對する兒玉大將の言葉から明瞭にくみとることができる。もちろん帝國主義段階における資本の輸出は一般的にいつても、多かれ少なかれ何らかの形において、軍事的意義をもつている。一般產業の資本輸出の場合でも、金融資本の輸出の場合でも、それらの產業や銀行の保護のため、本國の軍隊が植民地に駐留するということはどの國の帝國主義においても見られる現象である。日本の場合特に「軍事力の獨占」が問題になるのは、資本の輸出が間接にではなく、直接に軍事的意義をもつ點であり、而も帝國主義的な軍事力が絕對主義的國家權力によつて一部代位され、補充されている點である。滿鐵がいわれる半官半民の會社であり、その株式の半が政府によつて所有されていることも、滿鐵の一つの特色たりうるであろう。こういつた特殊性は當時における日本の資本の輸出入關係をみることによつて更らに明らかとなるであろう。「日本貿易精覽」は明治三十七年から大正三年に至る期間の資本の輸出入に關し次のように述べている。「試み

に此の期間の外國資本輸入の狀況を見るに、大正三年末の其の現在高は、一、九七八、九一八、〇〇〇圓を示し、明治三十六年末の一九四、八六五、〇〇〇圓に比し一、七八四、〇五三、〇〇〇圓を增加している。大體に於てそれだけの外國資本が此期間に入つたものと認められる」[3] この引用からも明らかなように、日露戰爭中並びに戰後においては外國資本の流入が非常な程度に上つており、この點からすると日本はむしろ資本の輸入國であつた。一方において先進國からは資本の輸入を行いながら、他方において後進諸國に對しては資本の輸出を行わねばならなかつた點に日本の特色が存する。先進資本主義諸國にとりかこまれて、その壓力の下に開國を餘儀なくせしめられた日本は、それら先進諸國からする植民地化の危機をまぬがれるために、却て後進諸國に對しては侵略政策をとつたのである。絕對主義主導の下に輸入＝創置せられた近代工業は、それが一本立ちとなつた段階においても、絕對主義を打倒し、これに代る意慾をもたずして却てこれと妥協して終つている。滿鐵設立勅令に現れた日本の資本輸出の特色は、かゝる日本主義の特殊性から理解せられなければならぬ。もちろんだからといつてこの場合における資本の輸出が私的資本の利益に反してなされたとみるのは誤りであつて、軍事的目的とともに、急速に帝國主義化しなければならなかつた日本の獨占資本の利益においてなされた點を見失つてはならない。明治三十九年八月一日に發せられた南滿洲鐵道株式會社設立に關する事務管理の命令書はその第四條に滿鐵の附帶事業として、一、鑛業殊に撫順及煙台の炭鑛採掘、一、水運業、一、電氣業、一、重要なる貨物の委託販賣業、一、倉庫業、その他をあげており、鐵業經營の事業が單に軍事的目的のみでなく、經濟的にも極めて重要ないみをもつていたことを示している。單に資源の開發についてのみならず、日露戰爭を契機に增加した日本輸出品の市場として滿洲の地位は、朝鮮と共に極めて重要であり、これら獨占資本のための資源、製品の運輸において滿鐵の占めた役割は大きい。既に指

摘したように滿鐵資本の半は政府出資であるが、殘りの半分は、朝鮮銀行、安田銀行、第一徴兵、富國徴兵、三井物産、日本信託銀行、有隣生命、住友銀行等が引受けている。

獨占資本の商品市場としての滿洲の意義を知る上においては、滿鐵設立勅令とともに明治三十九年の出來事として、山田氏のあげた日本綿布滿洲輸出組合に注意しなければならぬ。[1] 明治三十七年頃における滿洲の綿布輸入額は千七百萬圓で米國品が最も勢力を占め、日本製品はその五分の一卽約三百萬圓にすぎなかつた。そこで日露戰爭を契機として三十九年二月三井物産會社主唱の下に大阪に三重紡外三紡績會社が相連繫して日本綿布滿洲輸出組合を組織し、金融資本の後援を得て、綿布の對滿輸出增加に努力し、その結果明治四十四年頃には、全く米國製品を壓倒するに至つている。この例をみても滿鐵の設立が、決して日本における獨占資本の利益に反してなされたものでないことは明らかである。

このように日本資本主義は大體明治三十九年を起點として端初的な帝國主義の諸相をあらわし始めている。けれども資本の十分なる蓄積をみぬまに早期に帝國主義化した日本の資本主義は、まだ本格的な帝國主義の諸相をそなえていなかつた。われ〳〵の問題に關連して第一に指摘せられねばならぬことは、日本がまだ完全な關稅自主權を缺いていたことである。レーニンによつてもヒルファーディングによつても指摘せられているように、獨占資本の外國市場開拓の重要な手段の一つとしてカルテル關稅が數えられる。獨占資本はカルテル關稅によつて國內の獨占利潤を確保しつゝ、それを武器として外國市場を開拓する。そのためには關稅自主權が絕對的に必要なわけである。ところが安政の開國以來明治四十四年に至るまで日本は關稅自主權を缺いていたのである。明治二十年代における紡績連合會對日本農業會の關稅論爭は、慶應二年の改稅約書によつて定められた從價五分の關稅を撤廢するか

否かについてなされたものであつて、決して關稅自主權の下に行われたものではなかつた。明治三十二年關稅の第一次改正が行われたけれども、それには協定稅率が多くて國定稅率を適用されるもの少く、決して完全な關稅自主權であるとはいいえない。日本が完全な關稅自主權を獲得したのは、既に日本が端初的獨占資本主義の段階にすべり込んだのちの明治四十四年だつたのである。一體關稅自主權は獨立資本主義國にとつて不可缺のものである。その關稅自主權が、產業資本主義確立の段階に於て未だなく、更らに帝國主義的段階に入つてから約五年後の明治四十四年に初めて獲得せられたのは、列國に後れて國際社會に參加した日本資本主義の特殊な地位から說明せられるであろう。

こうして日本資本主義は明治三十九年を起點として獨占資本主義段階にすべり込んだとはいうものの、それはあくまで端初的萌芽的形態においてであり、本格的な獨占資本主義＝帝國主義の諸相をあらわし初めるのは、大正三年（一九一四）から大正七年（一九一八）の間に戰われた第一次世界大戰中における發展を經てのちである。

註(1) 山田盛太郎日本資本主義分析二二五頁。
(2) 南滿洲鐵道株式會社十年史一一〇—一一一頁。
(3) 東洋經濟新報社日本貿易精覽二一頁。
(4) 日本綿糸布滿洲輸出組合時報第一號、二頁

二

かくして日本資本主義は、その力の不足を絕對主義的權力によつて一部補充・代位せしめながら、その獨占化の途をたどつたのであるが、本格的な獨占化を行つたのは大正三年八月に初まつた第一次世界大戰以後である。獨占

資本主義と外國市場の問題を考察するに當つて注意すべく既に言及した諸點、カルテル關稅の問題、輸出入商品構成の問題、資本輸出の問題、市場構成の問題等に留意しながら、重要産業について考察を加えよう。

(I) **消費資料** 半封建的な地主的土地所有の上に近代工業を輸入＝創置した日本資本主義の不均衡は、その設立の當初から甚しく、それがため工業のための國內市場は最初より狹隘であつた。日本の工業は最初から强き外國市場えの依存性を示したのである。とりわけ消費資料生産部門は輸出産業として確立せられねばならなかつた。何故といえば、先進資本主義列强の壓力の下に、早急に近代工業を輸入＝創置しなければならなかつた日本は、國內的にも國際的にも强力な近代的軍備をもつことが要求せられ、生産手段生産部門は、軍需生産部門として輸入＝創置せられたのである。そのため本來のいみでの生産手段生産部門の發達は非常に後れ、産業資本確立後においても生産手段の非常に大きな部分を外國からの輸入に俟たねばならなかつた。この輸入を支拂うためにも消費資料生産部門は輸出産業たらねばならなかつたのである。

(A) **生糸** 開國と同時に最初から最も重要な輸出品となつたものが生糸である。けれども在來的産業として成長した製糸業の手工的な技術を以てしては到底激增する海外からの需要に應ずることは困難で、明治維新政府の設立と同時に、諸他の産業と同樣近代的生糸業の輸入創置が企てられている（富岡製糸）。その後長野縣、群馬縣、福島縣等を中心として全國的に器械製糸業がおこり、業者の數においては座繰製糸に較べて少數であつたけれども、その生産量においては漸次これを凌駕していつた。器械製糸の生産高は、明治二十三年末においては既に全生産量の約四割に到達し、二十七年になると五割七分と急激に增加し、日本資本主義が端初的帝國主義の段階に入つた四十年代には七割に達している。これに反して座繰製糸は相對的に減少し、四十二年以後においては絕對的にも減少してい

る。「器械製糸高の激增と、これに反して座繰製糸產高の相對的（及び絕對的）減少とは、資本家的工場制器械製糸業の急速なる發達と、これに對して座繰による農家手工業並に手工業的工場の衰退とを反映するものである。」[1] 製糸業における座繰製糸の衰退は、織物業における賃織の衰退と併行し、農家副業を奪い去ることによつて地主的土地所有の下における小作農民の存立の基礎をほりくずす作用を有し、農民層はこゝに自小作農の新に興隆せる商業的農業たる養蠶業を通じての上昇傾向と小作農のプロレタリヤ化乃至半プロレタリヤ化の新なる分解傾向をもち始める。そしてこの新なる農民分解は舊き地主的土地所有との間に矛盾を生じ、この矛盾が四十年代における農業危機を形成する。けれども既に絕對主義權力と妥協せる日本のブルジョワジーは、これをブルジョワ的に解決する意志を有せず、むしろ益々外國市場に對する依存度を强化し、自らを帝國主義化することに解決の途を見出そうとした。これが工業においては問屋制的な商業資本を、農業においては地主的土地所有を廣汎に殘存せしめた根據である。それは製糸業においても例外ではなかつた。そしてこの解決の途は第一次世界大戰を契機とするアメリカの好況によつて一應解決せられたかにみえた。本來アメリカの奢侈的需要に依存する製糸業は、アメリカの好況によつて一應の繁榮をみることができたのである。けれども地主的土地所有と農業の資本主義化との間に存する本來的矛盾をそのまゝにしたかゝる解決の方法が、眞の解決の方法でないことは明らかである。戰爭中並びに戰後にあらわれたアメリカの需要の減退のたびごとに、この矛盾はあらわなる姿を以て表面化し、その度ごとに製糸業は國家からの救濟をあおがねばならなかつた。生糸の場合カルテル關稅と同樣の作用をもつ國家の補償金が與えられている。例えば大正三年の不況に際しては、第一次帝國蠶糸會社を設立し、六百萬圓の出資金を以て事業を開始しているが、六百萬圓中五百萬圓は政府出資金となつている。「斯くて會社は横濱市本町五丁目舊內務省衞生試驗所に事

務所を置き四月一日より營業を開始した。先づ豫め營業計畫を樹て關係官憲と打合の上方針を確立した。卽ち元資金は政府出資五百萬圓に會社半額拂込百萬圓を合したる六百萬圓とし之に借入金一千八百萬圓を加え合計運轉資金二千四百萬圓を擁し市場生糸の買入豫定を約四萬八千梱とし、此の代金二千二百八萬圓卽ち百斤平均八百十八圓信州上一番七百九十五圓を標準とした。而して買入手數料は一梱に付金二圓宛輸出商に支拂うことゝし此額九萬六千圓となる。而して此の買收生糸の荷捌は凡そ內國へ一萬八千梱米國へ二萬梱（約一萬四千六百俵）佛國四千梱（約二千二百五十俵）を向う一ケ年間積置き內國は横濱市場で米國は紐育市場で佛國は里昂で賣却する豫定を立てた。」[2]

次いで第一次世界大戰中の好況を經て、大正九年の戰後恐慌に際して日本の生糸資本家は獨占的な結合をなすと共に、政府から多額の融資を受けている。これが第二次帝國蠶糸株式會社である。日本蠶糸業史第一卷は會社設立の經過を次の樣に書いている。「九月十一日中央會の糸價調査委員會繼續會に於て清浦會長より高橋藏相、山本農相、野田政友會政務調査會長歷訪の結果を報告し、又横濱側協議會に於ける經過は若尾組合長より報告し、終つて『シンヂケート』を前例に倣い帝國蠶糸株式會社と稱する事とし急速成立の必要上委員全部及上京中の製糸家を以て發起人となし會社の定款拂込、株式割當等に就て協議を遂げ、引續き十二、三日首相初め各方面に分擔訪問を終り、十四日會社創立の計畫成りたるを以つて尾澤琢郎、西谷金藏は發起人を代表して原首相、高橋藏相、山本農相に之を報告し、同日會社の發起人會を開き、原富太郎、今井五介發起人惣代に推され會社を横濱に置くことゝ決定した。」[3] それに並行して政府は次のように方針を決定している。

一、政府は製糸業の「シンヂケート」に五千萬圓の低利資金を融通すること。

二、政府は五千萬圓の低利資金を指定銀行に交附し、その指定銀行は債券を發行して大藏省預金部に於て、全部

引受けの形式を取ること。

三、生産制限は嚴重に行う爲め農商務大臣は釜數の制限操業時間の短縮を行わしむること等。

世界市場に於て殆ど獨占に近い地位を占める日本の製糸業にあつては恐慌期にも他の産業に於けるような關稅の引き上げということは問題とならなかつた。獨占の組織化、生産制限等の點においてはその他の産業と同樣であつたが、關稅にかわる救濟方法として、政府による低利資金融通が行われたのである。

(B) **綿糸布**－綿業に於ては綿糸の輸出から次第に綿織物の輸出に重點が向かつていつている。例えば明治三十七年から大正三年迄の期間では綿織糸が全輸出の九・四％綿織物が四・四％であつたものが、大正四年から大正七年にかけては綿糸が七・五％に減少し、綿織物が八・五％に增加しているのである。[1] 既に明治四十二年綿織物の輸出高はその輸入高を凌駕したのであるが、その勢はその後更に進んでいつた。零細マニュファチュアと資本家的家内工業が力織機の採用によつて工場工業化し、例えば大阪府南部の泉南においては、資本家的家内工業である賃機は、四十年代に入つて漸次衰退の過程に入つている。大阪府統計書から作製された左表をみよ。

大阪府泉南機業戸數累年比較表

年次	總機業戸數	工場	家内工業	織元	賃機
明四〇年	九、八三四	三五	二一	一三六	八、六四二
〃四一年	九、四四五	四四	四〇	一五三	八、二〇八
〃四二年	六、〇一〇	六七	五二	一三四	五、七四七
〃四三年	三、四三五	八〇	四九	六八	三、三五八
〃四四年	一、三六八	一二四	二六	三六	一、八三

大正一年	八二七	一四六	一四	一三	六五四
〃 二年	五三〇	一四二	一五	四六	三六七
〃 三年	四六一	一三二	一一	一〇	三〇八
〃 四年	五〇〇	一四八	一九	一二	三二
〃 五年	四三〇	一六六	一七	八	二六二

この傾向は問屋資本の沒落をいみし、巨大紡績資本および貿易獨占資本の支配の確立をいみしている、新興織布業者やメリヤス業者は、大正年代紡績獨占資本に對して鬪爭しているけれども、この鬪爭は結局紡績資本の勝利を以て終つている。農業において農民層のブルジョワ的分解傾向の芽が地主的土地所有の溫存という形でつみとられたように、工業においても中小工業のブルジョワ的要求は、獨占資本によつて壓伏せられ、これら中小工業は、自ら問屋制的な役割を果す紡績獨占資本か貿易獨占資本の下請工場化することによつてその存在を保つことができた。

資本の集中傾向とともに消費資料生產部門における獨占化の第二の指標となるものは資本の輸出である。その投資先は時の清國であつたが、清國に對する投資の權益は、明治二十八年四月の下關條約によつて獲得せられたものである。その第六條第二項第四は次のような條項を含んでいた。「日本國臣民は清國各開市場、開港場に於て自由に各種の製造業に從事することを得べく又所定の輸入稅を拂うのみにて自由に各種の器械類を清國に輸入することを得べし、清國に於ける日本國臣民の製造に係る一切の貨品は各種の內國運送稅、內地稅、賦課金、取立金に關し又清國內地に於ける倉入上の便益に關し日本國臣民が清國へ輸入したる商品と同一の取扱を受け且同一の特典免除を享有すべきものとす。」[5] この特權は最惠國約款によつて、歐米諸國もこれに均霑し、條約成立直後、英人の怡和、老公茂、獨人の瑞記、米人の鴻源の四社が設立せられた。これに刺戟せられて明治三十五年（一九〇二）から明治四

十一年（一九〇八）の間に二十四の清國紡績業が設立せられている。日本の紡績業が最初に對清資本輸出を決定したのは、明治四十二年內外綿株式會社によつてである。そして明治四十四年最初の操業を開始している。その後內外綿の事業は漸次擴大せられていつたが、大正三年第一次世界大戰の勃發後大正四年から大正七年の間綿製品輸出の好況に刺戟せられて、大正七年から十三年迄の間に內外綿の他新に十三社の對支進出をみている。卽、日華（上海）、公大（鐘紡　上海）、豐田（上海）、大康（大日本紡　青島）、裕豐（上海）、富士（青島）、東華（上海）、隆興（日清紡　青島）、同興（上海）、寶來（長崎　青島）、滿洲福紡（同水子）、滿洲紡績（遼陽）、泰安（漢口）

かくして大正十一年においては在華綿業の綿糸生產高は內地の綿糸輸出高を凌駕している。[6]

紡績業、內地生產高、商品輸出、在華紡生產高比較表

年次	(1)內地綿糸生產高	(2)內輸出高	(3)在華紡綿糸生產高
	千梱	千梱	千梱
大正四年	一、七二〇	五七三	二四五
〃 一一年	二、三八	三九一	四四二
〃 一二年	二、一七一	二四七	六七五
〃 十三年	二、〇七二	二六七	八一七

右のような巨大紡績資本の獨自化傾向に對し、他方には中小織布業者のプルジョワ化傾向があり、この矛盾は綿糸輸入關稅撤廢をめぐる運動となつてあらわれた。紡績業者は國內の綿糸生產における獨占的利潤を確保するために綿糸輸入關稅の維持を主張し、綿糸の消費者である中小織布業者とメリヤス業者は、綿糸輸入關稅の撤廢を主張したのである。大正十三年全國綿製品業者大會が大阪で開かれ、綿織物消費稅の全廢及び染料並に綿糸輸入關稅の撤廢を決議し、爾來當業各團體の組織的運動が展開せられた。この三決議は第五十帝國議會に上程せられ、衆議院は多數を以て原案贊成の意を表わしたが、偶々會期切迫のため貴族院において審議未了

となつた。議會閉會後新に稅制調査機關が設けられ、各般の統制整理に着手したが、右三決議のうち綿織物消費稅のみはこれを撤廢することに決定、染料と綿糸の輸入關稅に關する決定は延期せられたので、こゝに關係當業者達の間に議論をひき起す結果となつた。その主要なるものを左にかゝげよう。

(1)外海鐵次郎氏（日本輸出メリヤス同業組合連合會長）の撤廢論

外海氏はまづ紡績會社は最早關稅によつて保護せられる必要のない點を論證している。

「今日の本邦紡績業は各種生產工業中、最も、大、且つ有利なる事業となる迄に發達を遂げて居る。今之れが利益の狀態に就て示せば、紡績連合會の調査報告に依るに大正十年より大正十二年に至る我が經濟界の最も不況なる時代に於て、同會所屬の紡績會社五十五社、此の拂込資本金三億二千萬圓、運轉錘數四百二十萬錘に對する平均純益率は二割五分に上り、而して其の內十大會社の純益率を示せば更に大なるものがある。[7]」

「卽ち、紡績連合會の十大會社（全國錘數四百十八萬錘に對し十社にて七割四分を占む）の拂込資本金一億七千五百餘萬圓（役員並に職員賞與金、資本償却金等を控除したるもの）に達し、平均利潤實に年三割八分に當る。凡そ我國の生產工業に於て斯る利益を收め得る會社が果して他にあるであろうか。[8]」

「斯く迄に發達を遂げたる紡績會社に對しては何等國家として保護を與える必要がない、のみならず却つて其の保護あるがために彼等は之を惡用し、絲價少しく不況に陷れば直ちに操短を行い吊上等を謀じ飽く迄暴利を貪るは、從來屢次行われたる慣用手段である。假りに紡績會社の利益が多大であるのは彼等の經營其宜しきを得たるがために依るものとすれば、其の經營さえ宜しければ紡績事業は我國に於て、今日立派に發達し、成功する素質を有するものであつて、事業其の物に對しては國家として保護するの必要なきは自然の理である。[9]」

ついで外海氏の議論は關稅を撤廢したさい國民經濟のうける利益に及ぶ。その第一は消費者の利益である。

「今、綿糸輸入關稅が撤廢せられんか、二〇番手絲一梱に付十七圓四十錢の關稅が輕減さるゝを以て、それだけ本邦絲價の標準は低下する道理で、一ケ年に綿織物其他に使用さるゝ綿糸最少限度二百萬梱とするも、金體に於て三千四百八十萬圓格安となる譯で、縱令、假りに關稅撤廢の影響が輸入稅額の半分の率に止まるとするも、尙且千七百四十萬圓は低率に消費さるゝ計算となる。」[10]

關稅撤廢による國民經濟の利益の第二は輸出の增進である。

「我が綿製品輸出は、今や世界の各市場に到らざる處なく、從つて之に使用する原糸は世界の相場を標準として注文を引受け、商談も纒まるのである。然るに、本邦の絲價は關稅の保護あるがために、常に生產費に對して比較的高價を保ち、加之番手に依りては現品不足し、之れが購入に困難なる場合が少くない。綿製品業者は原料高と品不足に災され、更に發展すべき對外貿易を抑壓さるゝ苦境に在る。若し關稅が撤廢さるれば、本邦の絲價を抑壓すると共に、萬一品不足の場合は自由に海外より輸入する事を得て、原料に對し所謂世界標準を以て採算することが出來、今日の輸出額を倍加するは數年を出ぬと思う。」[11]

(2)深見寅之助（日本輸出綿織物同業組合連合會長）の撤廢意見

氏の綿糸關稅撤廢論は、(1)綿業立國論上の見地、(2)自由貿易論上の見地　の二つに分れる。まづ綿業立國論より次のようにいつている。

「歐洲戰爭前までは我綿布の輸出額が二三千萬圓の少額に過ぎなかつたのが、戰爭の刺戟を受けて異常の發達を遂げ、昨年の輸出額の如きは實に三億二千六百萬圓を算し、本年に在りては、將に四億を突破せんとする勢を呈している。而かも輸出綿布の前途が世界的需要の趨勢より見て、實に洋々たるものあるを間違いなしとするならば、綿業國の激甚なる競爭がよしありとするも、綿布業は最も有望且つ安全なるものであることは疑を容れぬ。……中略……左すれば我日本と同一の事情の下にある英國が、綿布を以て立國の基礎としている如く、我日本も亦綿布を以て、立國の一の基礎とすることが出來ると思う。此の見地よりして、綿布の原料品たる綿糸を低廉に供給し得るの計を爲さねばならぬ。」[12]

次の自由貿易的見地よりする綿糸關税撤廢論はこうである。

「從來、我國は產業の保護政策を以て終始して來つたのであるが、併しながら何時までも、又何物に對しても保護政策を採らねばならぬということは、現在の大勢より見て餘程考慮を要することと思ふ。即ち、自給自足とか、國產奬勵とかいう名目の下に徹底的に保護政策を實行しようという樣なことは、原料を有たぬ我國の立場よりして誤つた政策と認むるのである。換言すれば、海外貿易に依りて國力の充實を計らねばならぬ、或る種の產業に對しては、所謂自由貿易政策を採用する要がある。此の意味に於て、自分は綿布立國の基礎を確立せしむる爲めに、自由貿易を主張するものである。[13]」

われ〳〵はメリヤス業者や綿布加工業者のこれら自由貿易論のうちに、おそ咲きの花のような、ゆがめられた形の、しかも弱々しいブルジョワ的要求をみるのである。そしてこのおそ咲きの花は、自信にみちた紡績獨占資本の巨大な手によつて苦もなくつみとられる運命をもつていた。綿業界のボス武藤山治氏の主張を聞こう。

(3)武藤山治氏（鐘ケ淵紡績株式會社社長）の撤廢反對意見

武藤山治氏はこの問題を二つに分けて考える。その第一は、これを撤廢することが國家の利益になるかどうかであり、第二は、それが綿布業者を利益するかどうかである。これら二問に對する氏の解答が否であることは勿論である。即ち第一問に對し氏はこう答えている。

「第一の國家全體の問題より見ての議論としては、近來次第に發達し來れる極めて細き番手の糸に對する關税をも撤廢するが國家の利益なるや否やであつて、私はこれを差別するを正當と考える。斯く考えると、殘る所は關税の平時は有名無實であるところの太番手、及び細糸の一部に對しては最早や關税を撤廢してもよいではないかという議論である。これは一應、尤もであるが、しかしながら、私は多年の經驗を有する當業者として、これに對する意見を述べこれ以上は世上の判斷に委する。[14]」

「綿糸關税は上述の如く、太き番手には、平素、何の働きおもしておらぬが、それならこの關税が如何なる場合においてもその

用をなしておらぬかと見れば、支那における綿糸が、或事情により一時暴落する場合に一つの效果を顯す、卽ち、防波堤の如き役目をしておる。私は國家の上より見て、我が綿業に對し支那における競爭が忽せに出來ぬとすれば、この防波堤はとり去らぬが賢明なる關稅政策なりと思うにすぎぬ。」[16]

次に第二問について武藤氏は次のような見解を開陳している。

「今日外海君の如く直接、何等效果なき綿糸關稅撤廢論を叫んで、紡績會社を威嚇すれば、三四年先諸君の需要せらるゝ原糸の減產を補充するため、綿糸工場を擴張する代りに、織機を增設して今日より一層自ら製織せんとする方針に出ずる。其結果改正工場法實施の場合、諸君は一層原糸の不足に惱まさるゝは明らかである。故に、諸君の立場は紡績會社を威嚇せずして、今日より原糸を增產する計畫を爲さしむることが、諸君の永遠の利益であると思う。」[16]

ながゝと引用を行つたが、それはこれらの人々の言葉のなかに、客觀的な正しさがあるといういみにおいてではなく、一方はわが國における中小工業のブルジョワ的要求をよく反映し、他方は反動化した巨大紡績資本の立場をよく反映し、兩者の對立＝抗爭のうちに日本資本主義の構造的變化がくみとられるといういみにおいてである。結局この鬪爭は後者の勝利に終り大正十五年の關稅の一般改正においても綿糸輸入關稅は維持せられることになつている。そして綿織物業者は昭和三年綿工連に結集してかれらの力の强化を計つたけれども、結果からみるとこの努力もまた紡績資本の市場の組織化を行つたにすぎなかつた。昭和六年以後日本の獨占資本主義が國家獨占資本主義の傾向を濃厚にもち初めると、綿織物業者は紡績資本の下請的地位を漸次明確にし、昭和十三年に實施された綿業リンク制によつてこの構造は制度化されたのである。

註(1)　野呂榮太郎：日本資本主義發達史　二六四頁。

(2) 日本靈糸業史 第一卷三四一—三四二頁。
(3) 同上 三七〇—三七一頁。
(4) 猪谷善一：日本貿易論 一八〇—一八八頁。
(5) 内外綿株式會社五十年史 三九頁より引用。
(6) 野呂榮太郎氏前掲書 一一三頁より引用。
(7) 綿糸關税撤廢問題の是非 二頁。
(8) 同上 三頁。
(9) 同上 四頁。
(10) 同上 四—五頁。
(11) 同上 五頁。
(12) 同上 八五頁。
(13) 同上 八五—八六頁。
(14) 同上 六七—六八頁。
(15) 同上 六八頁。
(16) 同上 七四頁。

三

(Ⅱ) 生産手段 鐵鋼 消費資料生産部門の主軸をなす綿糸紡績業が、明治維新から十年代の官營時代を經て二十年代に民間企業の勃興をみ、消費資料生産における産業革命の完成が産業資本確立の時期であつたように、生産手段生産部門の主軸をなす製鐵業は明治三十年代四十年代の官營時代を經て、第一次世界大戰中に民間企業の勃興を

み、從つて生產手段生產部門における產業革命の完成は、同時にわが國における獨占資本確立の時期でもあつた。明治三十四年（一九〇一）官營八幡製鐵所が操業を開始して以來明治年間は民間企業の設立は極めて少く、八幡製鐵所の發展が大體日本製鐵業の發展を代表し、鐵鋼總需要中國內生產高の占むる割合は少かつた。第一次大戰のため輸入に依存することが困難となるに及んで民間企業が急速に膨脹したのである。富永祐治氏の研究によると、[1] 鐵鋼業における國內生產高は、明治三十四年から明治三十八年の期間、銑鐵及び合金屬が總需要の四五%、鋼及鋼材が一六%、三十九年から四十三年の期間、六〇%と二五%、四十四年から大正四年の期間、五六%と三八%、大正五年から大正九年の期間、六六%と四三%、大正十年から十四年の期間、六七%と四九%、昭和元年から昭和五年の期間、七〇%と六七%となつている。この經過をみると、鋼鐵業の發展のテンポが特に著しく、最初の五年間では國內總需要の僅かに一六%しか生產できなかつたものが、第一次世界大戰を通じて總需要の約半分を生產しうるに至つている。銑鐵生產の自給率は既に六六%に達しており、わが國の鐵鋼生產はこゝで約半ばを自給しうるに至つたのである。このことと共に更らにわれ〳〵の注意しなければならぬことは、この段階で未だ外國からの輸入に約半ば依存しながら後進國に向つては鋼鐵の輸出を開始していることである。それはちようど先進國からは資本の輸入を行いながら、後進國に向つては資本輸出國となつたことと相應ずるものであり、同じく日本資本主義の特殊の構造に基礎をおくものと考えられる。「日本貿易精覽」をみると、例えば大正六年には、銑鋼の輸入合計が二〇七二四〇四二九圓であると同時に、その輸出合計は一一九五〇〇一一圓を示している。

こうした民間企業の勃興（年產五千瓲以上の工場の新設、大正四年六、五年七、六年十一七年六）は、官營八幡製鐵所の相對的地位を低下せしめ、わが國における生產手段生產部門の確立を招來したかにみえたが、本來脆弱な基礎の上

にたつ日本の鐵鋼業は、戰後の恐慌來とともにその本來の弱さを暴露し、他の產業にも增して、獨占の組織化、關稅の引上に狂奔しなければならなかつた。

獨占の組織化としては、大正十五年六月に成立した條鋼分野協定會、大正十五年六月の銑鐵共同組合、昭和二年十一月の關東鋼材販賣組合、昭和三年九月の製鋼原料共同購買會、昭和四年四月の鋼材聯合會、昭和五年八月の日本黑鈑共販組合、昭和五年十月の日本線材共販組合、昭和五年十月の中板共販組合、昭和五年十二月の合金鐵共同組合、昭和六年二月の日本厚板共販組合、昭和六年三月の小型山形鋼共販組合、昭和六年三月の中型山形鋼共販組合、等があげられる。

鐵鋼關稅の改正に關しては、まづ大正十年六月の關稅引上と製鐵業奬勵法の擴張がある。それについて富永氏は次のように書いている。

「かくて平均稅率は一四・七%、當時尙ほ有效であつた協定稅率を含めると一四%、明治三十九年改正の平均稅率一三・七%よりすれば三分の引上にしか當らないが、改正當時の舊稅率の平均七・二%に較べると約二倍の實際的引上になつている。」[2]「この定率法の改正と同時に製鐵業奬勵法も改正され、新に造船用鋼材に對する奬勵金が交付せらるゝこととなつた。また朝鮮は從來、關稅制度上は內地と別國をなし、鐵類については條及竿、板、鐵道建設用材料のみが內地への移入稅を免ぜられていたが、本改正の前年大正九年八月二十九日より統一關稅領域に入れられた。」[3] この關稅は大正十二年の震災による價格騰貴に當面して一部免除措置がとられたが、翌十三年に入ると再び價格の下落傾向が始まり、こゝに再び關稅引上が問題となつた。この鐵鋼關稅引上問題をめぐつて、鐵鋼生產者（鐵鋼協會、製鋼懇和會）の意見と、鐵材消費者（全國鐵工業組合連合會）の意見とを比較檢討してみることは極めて

興味深い。この對立はさきに觀察した綿糸輸入關稅撤廢をめぐる紡績連合會と綿加工業者の對立に酷似している。唯異なる點はさきの場合綿加工業者が綿糸關稅の撤廢を主張せるに對し、鐵鋼加工業者は鐵鋼關稅の引上はこれを認めつゝ、鐵鋼加工品にも同時に關稅の引上を要求している點である。

(1)鐵鋼生產者側の關稅引上げ論の例としての、日本鐵鋼協會の鐵鋼關稅率改定に關する建議（大正十三年十月提出）に示された見解。これを全部引用すると非常に長くなるのでその要點のみを引用することとしよう。

「本邦鐵鋼に關する輸入協定率を撤廢すると同時に國定稅率の適度なる引上を行うことは、國防產業及び貿易均衡上の三見地より考慮し、製鐵業の現狀に鑑み其の振興上最も機宜に適したる處置なりと認む。政府は此の機を逸せず速に左記の標準に準じ鐵鋼國定關稅率の引上を決行せられんことを希望す。[4]」

「惟うに製造者の犧牲的努力に依りて相當生產費を低減し得たる所ありと雖も金融條件と勞働問題は之を殺減すること多く加うるに銑鐵にありては印度の安價品、鋼材にありては歐洲大陸物の甚だしき脅威を蒙り且つ多年苦境に沈淪せる結果、多量生產と設備改善に顯著なる發展を爲すこと能わず、窮迫愈々加わり遂に頽廢に瀕せんとする狀態に在るを以て此際成可く關稅の保護を厚くし、速に窮地を脫して改良發達の途に向わしむることの最も緊要なるを認むるものなり一面直接需要者並に一般國民の上に被わる〻關稅引上の影響は曩に大河內博士の調査發表せられたる如く極めて輕微なるを以て、此の緊要なる基礎工業發展のために少許の犧牲を拂うも已むを得ざるべし、故に此際國民は一時の犧牲を忍び政府は先進製鐵國が斯業奬勵のため採りたる保護關稅政策を適用し、鐵鋼に對する國定稅率引上を斷行し當業者をして鋭意經營の改善と設備の完成を期せしめ數年の後斯業の基礎を確立し得たる曉に於て更に關稅の輕減を行うこと國策上最も有利なるを信ず。[5]」

同樣趣旨の引上論は製鋼懇話會（神戸製鋼所、東京鋼材株式會社、東海鋼業株式會社、富士製鋼株式會社、淺野小倉製鋼所、淺野造船所、川崎造船所、大阪製鐵株式會社、大阪鐵板製造株式會社、大島製鋼所、釜石鑛山株式會社、日本鋼管株式會社）の建議書

にもみられるが、それは割愛して次に反對意見をみることにしよう。

(2)鐵材消費者側の意見の例としての全國鐵工業組合連合會の見解

「政府は曩に關稅調査委員會を設け國策上必須なる關稅改正を行わんとするものの如し然れども物價は常に相互均衡を保つべきものにして單に一部分のみの改正をなし其均衡を破るが如きことあらば之が影響する所極めて大にして產業界を擾亂する原因となるべし。最近政府は鐵の關稅を從價二割五分一噸約三十圓（現行從價一割五分）、銑鐵を一噸金十二圓（現行一噸金一圓四十錢）に改正せられんとする意あるを仄聞せり吾人は國策上必要なる製鐵事業が關稅の引上に因り隆昌を致すは希望する所なりと雖も之と密接の關係を有する機械並に鐵製作品に對する關稅に何等の改正を加えざるときは外國品は關稅の高き鐵地金として輸入せず、關稅の低き製品又は半製品として輸入せらるゝは明かなり、其結果從來外國品の脅威を受けつゝある內地鐵工業者は尙一層の打擊を蒙り今日既に經營困難の極にある多數の工場が閉鎖縮少等の運命に逢着すべきは必至の勢いにして如斯なれば折角保護奬勵せられんとする製鐵業者の販路も併せて失うに至る可し。[6]」

「政府當局希くば以上の如く事態極めて重要なるを深く考慮せられた鐵の關稅改正と同時に鐵材を原料とする機械並びに鐵製作品の關稅を其比率を以て改正せられんことを茲に陳情す。[7]」

大正十五年の關稅の一般改正はこうした論爭ののちに行われたのである。その結果銑鐵は据置きとなり、鋼材のあるものは引上げられあるものは引下げられ、全般として形式的には僅かの引下げとなつているけれども、重要鋼材が著しく引上げられているため、實質的にはかなりの引上げとなつている。われ〳〵はこの關稅の引上げを言葉の本來のいみでのカルテル關稅ということはできない。まだ國家の補助なしに一本立ち出來ぬ鐵鋼業にあたえられている關稅は、一面には資本主義の初期に現われる幼稚產業の保護育成關稅たる性質をもつている。日本の鐵鋼業は大正十五年の關稅一般改正後もまだ全面的自給に到達することができず、依然として輸入國であつた。しかし他

の一面において戰後恐慌の段階に現われた生產過剩の現象、それに對所するためにとられた獨占の強化と併せ考えるとき、この關稅が一種のカルテル關稅としての性格をもつていた點も否定できない。そしてこのカルテル關稅としての性格は、昭和六年の金輸出再禁止以後日本資本主義が國家獨占資本主義の色彩を濃厚にもち初めるとともに益々明確となつて來た。この點富永氏がその優れた研究の結論として述べられた言葉は極めて教訓的である。

「さて昭和七年六月十六日の一般的關稅改正は、當業者の正直な意見に於てきえ、本邦鐵鋼業の保護に一先ず結末をつけたものである。之に價格の暴落（從量稅保護力の增大）と再禁止による爲替の下落が加わつて、二重三重の障壁が外國生產者の前に築き上げられた。たゞこの堅固な防衛工事も、整理し切れない負債と舊式の工場設備とを包藏する我が鐵鋼業にとつては、云わば根管充塡を怠つた齒科治療である。腐つた神經はいつかは痛み出す。しかし輸入は之で一應抑えられた。あるのはたゞ爲替投機による輸出だけである。外國市場から獨立した國內價格が成立しつゝある。爲替下落による輸出條件の好轉に助けられて海外新市場獲得の計畫が進められつゝある。關稅引上が提供する利得機會確保のために獨占の強化が畫策されつゝある。すでに育成の意味を失つた日本鐵鋼關稅は、今日、純粹なカルテル維持關稅へ轉向の前夜に立つている。[8]」

（Ⅲ）**農產物**　獨占資本主義段階に入つて生產の重心が重工業に移行したのちにおいてもなお日本は鐵鋼關係品の重要な部分を輸入に仰ぐという特殊の現象を呈したことは右にみた通りである。けれどもこういつた特殊な發展の經過のうちにも重工業の發展のテンポは著しく、最初幼稚產業の保護育成のために設置せられた關稅は急速にカルテル關稅に轉化していつた。かゝる工業の發展にともなつて、それと農業の發展との間の不均等は益々激しくなり、日本資本主義は食糧、農產物原料（日本の場合最重要なものは棉花）の供給をますゝ強く外國市場に依存していつた。既に講座派の人達によつて明らかにされているように、日本資本主義の原始的蓄積の過程における特殊性は、地主

的土地所有者の半封建的な農村支配を溫存し、産業資本の確立が、かゝる形の農業と相互補充の關係にたつていたゝめ、その後における發展の不均等の萌芽は最初から鋭く内包されていたといえよう。日露戦争後日本資本主義が重工業化し、獨占が進行するに伴い、この矛盾は漸く表面化するに至つたのである。既に生糸、綿糸布の項でみたように、明治四十年代における機械制大工業の發展は、座繰製糸、賃機等の農家副業、農家家内工業、農村マニュファクチュアを衰退せしめ、農民の專業化を促した。それに併行して生絲貿易の興隆は、新しい商業的農業＝養蠶業を發展せしめ、こゝに自小作中農化の上昇傾向と小作のプロレタリヤ化乃至半プロレタリヤ化の新なる農民分解傾向を生じた。そしてこゝにこの新なる分解傾向と半封建的な地主的土地所有との對決という問題が生れて來たわけであるが、既に絶對主義權力と妥協している日本の獨占資本はこれをブルジョワ的に解決する意慾をもたず、却て半封建的な地主的土地所有を溫存する方策をとつた。その結果工業と農業の發展の不均等はます〳〵激化していつたのであるが、日本の獨占資本はこの矛盾を更らに強く外國市場に依存することにより帝國主義的に解決しようとしたのである。主要農産輸入品である米・棉花の輸入においてとられた諸政策を考察するに當つて、この基本的傾向は銘記せられねばならぬ。

(A) **米**　明治維新以來二十年代から三十年代にかけての産業資本の確立に至るまで日本は農業國であり、農産物貿易は引つゞき出超を示していた。米についても例外ではなく、從つて慶應二年の改税約書以來米穀輸入關税は無税であつた。明治三十二年の第一次關税改革においても引續き無税であつた。ところが三十年代に産業資本が確立し、日本の工業化が進行するにともない、日本は急速に米の輸入國となり、明治二十七年から明治三十六年の十年平均で米の輸入は總輸入中の八%を占めるに至つている。明治三十七、八年の日露戦争を契機として「非常特別税法」

によつて、從價一割五分の關稅が設定されてから、臺灣米の移入が急增し、こゝから日本資本主義の植民地米依存の體制が始まる。明治四十四年の第二次關稅改革を前にひかえて米穀關稅が議論の對照としてとりあげられたのであるが、この問題に當面して日本資本主義は、自由貿易制による安價な穀物の輸入（これはブルジョア的解決の方法であり、半封建的地主的土地所有の崩壞をいみする）か、保護關稅（それは植民地米依存をいみし、帝國主義的解決の方法である）かの問題解決をせまられた。そして事實に現われた結果は結局關稅の引上となり、後者の途が選ばれたわけである。もちろんだからといつて前者の植民地以外の外米輸入という方法も完全に拋棄されたのではなく、大正十四年に至るまでは、臺灣朝鮮米の移入よりも外米輸入の方が上廻つているのであるが、[10] 問題解決の基本線が後者の線に沿つてなされたのである。第一次世界大戰中における發展を通じて獨占資本と地主的土地所有の矛盾が成熟したのちにあらわれた戰後恐慌は、益々日本食糧問題を植民地依存の方向におしやり、大正十五年以後においては、常に植民地米の移入は、外米輸入を上廻るに至つている。大正年間における米價及び米價對策の推移は次のようになつている。[11]

(1) 大正元年—二年の米價騰貴期、明治四十四年の關稅引上によつてこの時期は高値を保ち一石二十圓を超えていた。その對策として米及び籾の輸入稅低減、朝鮮よりの移入稅の撤廢が行われた。

(2) 大正三年—五年の米價低落期、まだ大戰の影響が現われず、米價は低落し十一圓臺に激落している。

(3) 大正六年—八年米價暴騰期、この時期に漸く大戰の影響があらわれ、大正七年八月には一石四十圓にまで暴騰した。これに對して勞働賃銀の騰貴は遙かに少であつたゝめ、「米騷動」が勃發した。これに對所するためとられた政策が外米管理、米及籾の輸入稅免除、麥類の輸入稅減免等である。

(4)大正九年米價低落期、戰後恐慌來とともに米價も低落し、これに對所するため、米麥輸出制限の解除、米粃及麥の輸入稅復活等が行われた。

この經過をみても米價は僅かの間に變動を繰返し、政府はこの對策に追い廻されているありさまである。そしてこのような政策の貧困は、政策が獨占資本に對する低賃銀＝低米價と地主に對する高米價という矛盾した要求をもつ限り當然の結果であると考えられる。大正十年に制定され、十四年に改正された米穀法は、政府自ら米穀の需給の調節に乘出すことによつて、かゝる矛盾した要求を調和しようとしたものであるが、そのためには直接政治權力の及ぶ植民地米を確保することが必要であり、植民地米依存の帝國主義的方策は大正末年から昭和の初にかけて確立されていつた。

(B)**棉花**　明治二十九年四月棉花輸入關稅の撤廢によつて、既に衰退しつゝあつた內地棉作の滅亡は決定的となり、日本綿業の外棉依存體制は不動のものとなつたが、最初にまづ輸入棉の第一位を占めたものは清國棉であつた。この勢は明治三十七年まで繼續し、翌三十八年に入つて初めて印棉が第一位となり米棉二位清國棉三位の序列となり、今度はこの序列が大正十五年まで續く。けれどもこの期間中米棉輸入の割合は漸增する反面印棉の割合は漸減し、中國棉は激減している。昭和二年になつて米棉輸入は終に印棉輸入を凌駕するに至つている。この一般的趨勢は日本紡績業の發展に基く製品の高番手（細糸）化をいみし、低番手（太糸）の生產の中心が在華紡に移つてゆく過程に照應している。

棉花輸入關稅撤廢後日本紡績業はこのように外棉依存の體制をとつたが、しかしながら紡績資本は關稅鬪爭において主張したような自由貿易論の純粹な信奉者ではなかつた。明治三十九年を始點として日本資本主義が帝國主義

の段階に入る前後から、植民地棉の栽培が問題となり始めている。

紡績資本の製品たる綿糸布の販賣市場が朝鮮中國であつたように、その原料供給地も植民地朝鮮、半植民地「支那」に求められた。名和統一氏の研究によれば、植民地棉作の萌芽は明治三十三年の紡連依囑による井上甚太郎氏の福建省同安縣に於ける棉花試作、三十五年臺灣における棉作試驗の開始、三十七年木浦在勤領事若松兎三郎氏の高下島に於ける栽培等である。本格的な植民地棉作の劃期をなしたのは、明治三十八年朝鮮に於ける棉花栽培協會の設立及び、翌三十九年の韓國棉花株式會社の創立である。大正四年に至つて陸地棉の生産高は在來棉の生産高を凌駕し、朝鮮における試みはとに角相當の成績を收めている。臺灣においても朝鮮における或る程度の成果に刺戟せられて明治四十五年臺灣棉花栽培組合が設立せられた。けれども臺灣における棉作の試みは、主としてその自然的條件の故に見るべき成果を收めずして終つたようである。

第一次世界大戰中における紡績業の發展と他面における米・英の棉花輸出制限策は、日本の原棉基地確保の欲求を擴大し本格化した。そしてその對象をして取上げられたのは、改めて指摘するまでもなく中國であつた。大正六年における臨時産業調査局による「支那」棉作調査、三菱合資會社による京漢沿線の棉作地設定、大正七年における東洋拓植會社援助による日商和順泰の米棉栽培等がその先驅的試みである。これらの先驅的試みは、中國における内亂と民族的反抗によつて成功しなつた。そして日本の植民地棉作確保の欲求は、朝鮮において僅かに成功をみたのみで、その後においても米棉・印棉依存の體制は大きな變化なく繼續したのである。この點米の場合と大いに事情を異にし、米が大體大正十五年を轉期にして重點を植民地米に移行し、第三國よりするいわゆる外米はその補充的部分をなしたのとよい對照をなしている。けれどもそれと同時にわれ〳〵の忘れてはならないことは、日本資

本主義がその本的格獨占化にともなつて植民地棉作確保の要求を強く持ち初めたことであり、この構造的變化をよく理解することによつて始めて、植民地棉作確保の萌芽的試みの失敗にも拘らず、その後斷續的に現われる同樣の試みの意義を理解することができるのである。

註 (1) 富永祐治：本邦鐵鋼業と關稅　二頁。
(2) 同上　二二一頁。
(3) 同上　二二一頁。
(4) 小島精一：本邦鐵鋼業の現在及將來　二九二頁より引用。
(5) 同上　二九四頁。
(6) 同上　三〇九—三一〇頁。
(7) 同上　三一〇頁。
(8) 富永祐治：前揭書　三八二—三八三頁。
(9) 栗原百壽：農業危機の成立と發展上（日本帝國主義講座）を參照。獨占段階における農民層の分解、それと地主的土地所有の間にかもし出される矛盾、この矛盾と資本主義の一般的危機との體制的な關連についての氏の見解は極めて教訓的である。
(10) 吉村正晴：日本貿易論　八七頁。
(11) 八木芳之助：米穀統制論　一四五頁以下。
(12) 名和統一：日本紡績業と原棉問題研究　三三五頁。

ことわりがき

(1) 以上の總括としてこの期間における外國貿易の商品構成と市場構成を示す統計を作製する豫定であつたが、紙數と時間の關係で割愛せざるをえなかつた。

(2) なお昭和六年（金輸出再禁止、滿洲事變）後日本の獨占資本主義が國家獨占資本主義の傾向を濃厚にした段階については、別の機會に改めて取上げたいと思う。